

委員会活動報告



常任委員会とは、議案などの案件を部門ごとに審査したり、調査・検討するための機関です。
ここでは、5月定例会で実施した各委員会での活動内容の一部をお知らせします。



予算



▶付託案件 1 件

議案第63号 一般会計補正予算(第1号)

承認

ハイライトにも掲載

退隠料及び遺族扶助手業 1万円

恩給年額改定に伴う退隠料および遺族扶助手料の年額の改定に関する条例の改正による遺族扶助手料の追加

介護保険施設管理事業 2億16万円

(一財)吹田市介護老人保健施設事業団への運営費負担金(運転資金および退職資金)および吹田市介護老人保健施設の事業譲渡に係る事業者選定委員会委員報酬

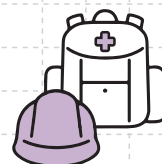
ハイライトにも掲載

障害者福祉施設整備補助事業 268万円

国の補助基準額の改定に伴う補助額の増額

防災対策事業 250万円

避難所宿泊体験訓練の実施に係る費用



〈委員からの意見〉

賛成



吹田老健※は、事業譲渡後に介護の質を維持できるか不明で、施設の廃止には反対だが、事業団が解散するなら職員の整理解雇に伴う退職金も必要になるため、補正予算にはやむなく賛成。

賛成



市は、吹田老健※の開始当初から赤字等のリスクを把握していたのに放置しており、責任を問われるべき。利用者保護と雇用の継続という責任を果たすため、補正予算には賛成とする。

※吹田老健…吹田市介護老人保健施設



文教市民



▶付託案件 1 件

議案第45号 スポーツグラウンド条例の一部改正

承認

中の島公園と中の島スポーツグラウンドの再整備の一環として、野球場を多種目多目的グラウンドに改修することに伴い、施設の名称を「メイニングラウンド」等に変更し、使用料を設定するものです。

※令和8年9月頃リニューアルオープン予定。

〈委員からの主な質疑項目〉

- ・ 使用者への周知方法
- ・ 目的に応じたメイニングラウンドの使用方法
- ・ 市外使用者に対する別途使用料の設定予定の有無
- ・ 既存使用団体の活動への影響
- ・ 施設変更後における指定管理者の業務量見込み



中の島スポーツグラウンド



議案第44号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する 条例の一部を改正する条例等の一部改正

承認

現在の年金制度への移行前に退職した職員やその遺族に支給されている年金(退隠料および遺族扶助料)について、国の制度改正内容に準じて最低保証額などを増額するものです。

〈委員からの主な質疑項目〉

- ・対象者への年額改定の周知方法

ハイライトにも掲載



吹田市介護老人保健施設の事業譲渡に向け、施設を廃止する条例を制定するとともに、指定管理者の指定期間を令和9年9月末までに短縮するものです。審査にあたっては、参考人として(一財)介護老人保健施設事業団理事長である春藤副市長の出席を求め、意見を聴取しました。

議案第47号 介護老人保健施設条例の廃止

承認

〈委員からの主な質疑項目〉

- ・市民の不安解消に向けた十分な議論の必要性
- ・事業譲渡に伴う民間事業者の応募見通し
- ・近隣自治体における類似施設の事業譲渡事例
- ・事業譲渡後における介護サービスの質の維持
- ・事業譲渡後も地域連携・地域貢献の取り組みを継続するための手法
- ・経験ある現在の職員の価値を生かした事業譲渡
- ・職員の処遇および労働条件の継続性に対する市の認識
- ・土地の買戻し特約による事業継続担保の実効性

〈委員からの意見〉

反対



事業譲渡先の決定やサービス維持の確証が得られる前に条例を廃止するのは拙速であり、市民の不安や心配の声に十分応えた判断とはいえない。

反対



廃止について多くの市民が知らない状態で拙速に進めるのは問題だ。事業譲渡後の介護サービスの質の維持なども担保されていないため反対する。

議案第60号 介護老人保健施設の指定管理者の指定期間変更

承認

〈委員からの主な質疑項目〉

- ・事業譲渡に係る公募の成否によって、指定期間を再度変更することの是非
- ・介護老人保健施設事業団理事会による指定期間変更の承認と、同事業団評議員会による解散手続きとの関係性



〈委員からの意見〉

反対



指定期間の短縮は事業団の廃止と同義である。経営改善の猶予を欠き、長期入所者の受け入れにも不安が残る。

反対



譲渡契約が成立しサービスの継続と職員の雇用が担保されることを確認してから期間変更を行うべきである。